

議案第17号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金坂昌典

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「その者の罪が公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により生じた事故による」を「その刑に係る罪が過失により生じた」に改め、「その原因がその者の過失による場合において」を削り、同条第2項中「より、」を「より」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。